

第 32 号

社団法人 岐阜県浄化槽連合会 会誌

発行日 平成18年7月31日
発行所 岐阜市六条大溝4-13-6
発行者 社団法人 岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和
電話番号 058-274-0617
FAX番号 058-275-7045

目 次

浄化槽の設置整備の推進と 「都道府県構想」の見直しについて ...	1
第20回通常総会開催	2
会長挨拶 玉川福和会長	
来賓挨拶 原 正之副知事	3
西寺雅也市長会会長 谷口 尚町村会会長	4
平成18年表彰者	5
単独処理浄化槽の撤去費の 助成対象化について	6
岐阜県浄化槽設置整備事業補助金 交付要綱の一部改正点について	7
岐阜県環境基本計画（抜粋）	8
(H18年度～H22年度)	

浄化槽の設置整備の推進と 「都道府県構想」の見直しについて

浄化槽整備の現状

平成17年3月末現在で、人口5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は59.6%であり、地域格差が顕著となっている。特に、今後はこのような地域での汚水処理施設の整備を促進するには、浄化槽の役割はますます大きくなっていく。

都道府県構想の見直し

近年の社会情勢等の変化により、現在の「都道府県構想」が実情にそぐわないこと等も考えられることから、都道府県においては、「都道府県構想」の早急な見直しの推進を図られたい。都道府県においては、市町村に対し、必要な計画の見直しを支援するとともに、都道府県構想自体の見直しも促進されたい。

環境省の会議資料より

環境省は浄化槽による整備を促進するため、都道府県・市町村に対して、早急な対応を求めている。

〔本当の問題点〕

浄化槽（合併）設置に補助金を出し、その浄化槽を下水道に繋ぐ必要がないとわかりつつ、さらに税金を使い続けることを改めることができない行政の在り方が問題なのである。

第20回 通常総会 開催

平成18年6月14日岐阜県環境会館第二会館に於いて第20回通常総会が開催された。玉川会長の挨拶に続いて、平成18年の表彰式が行われ、業界の功労者に対して岐阜県副知事 原 正之様から知事表彰が、玉川会長から会長表彰並びに永年勤続者表彰がそれぞれ行われた。引き続き御来賓の岐阜県副知事 原 正之様、岐阜県市長会会長 多治見市長 西寺雅也様、岐阜県町村会長 白川村長 谷口 尚様から御挨拶があり、その後議事が行われた。



会 長 挨 拶

社団法人岐阜県浄化槽連合会
会 長 玉 川 福 和

人類が今のような文化生活をするようになったのは、ちょうど100年程前、エジソンが電気を発明し、ライト兄弟が空を飛んでからのことでもあります。

100年の間に大きな前進をしました。ただ、人間の心の有り様は進歩というより後退していると思える事件が、今いたるところで起こっています。イラク戦争は未だに続いており、毎日人が死んでいます。テロ事件で死ぬとテロは悪いと言うがアメリカ軍に殺されるとさほどでもない。しかし、亡くなっていくイラク人にとっては、テロで死ぬのもアメリカ軍に殺されるのも同じ殺人であります。それを正常に評価できる人間的な感覚を身につける必要があります。

日本ではホリエモンや村上ファンドの事件があって、やっとな勝組は良くて、負組は情けないというところに区切りというか、一つ点が入ったというか、そのような状態だと思います。村上ファンドにいたっては日銀の総裁が1,000万円投資していたということが報道されています。今の政府はマネーゲームを煽り、勝組がいることが若い人達の励みになるということを一国の総理が恥ずかしげもなく誇って話したことを覚えています。もう一方には1,000兆円を超える借金が国と地方にあります。この状態をいつまで続けるのか、下水道事業はこれからも続いていくわけですが、大都市圏においては下水道は当然必要なものでありますが、しかし、これ以上必要でしょうか。地球の円周は4万キロありますが、日本に布設された下水道の管路の延長は40万キロで地球を10周出来る長さの管路が布設されています。これからは入れ換えをする時期に入って来ます。年間3兆円以上のお金がかかる。永久にかかるという状態をどうするのか。市町村が今後再生を目指して地方分権が更に進んでいく。地方分権を進めると財源が明確にクローズアップされます。こうした時に赤字の大きな原因は下水道経営によるものだという事になります。今から1年半程前に国交省が通知を出しました。下水道経営は極めて厳しい。従って料金はきちんと取りなさい。これを全国に発信しました。しかし、1年半経っても未だ変化はありません。そして今年の4月には総務省も事務次官通知を出しました。同じように下水道経営のことを指摘しているわけでもあります。

日本がどう変わろうとも、私達は合併浄化槽を設置して維持管理をする。そして下水道がいない世界をつくっていくことが私達に与えられた使命であります。今後もこの理念に変わりのないことを、また正しいということを信じ、全力で皆さんと共に頑張ってまいります。

来賓挨拶

岐阜県副知事

原 正 之



古い話になりますが、私は自治省の出身でありまして、平成2年から3年にかけて自治省で下水道の担当をしておりました。そこは広い意味での下水道で、狭い意味では建設省の公共下水道ですが、私が担当していたのは合併処理浄化槽や農業集落排水事業も含めた広い意味での下水道であります。その時、建設省の公共下水道がライバルのような状態でありまして、彼等はどんどん進めて行こうとしていました。それに対して、自治省の私達の考え方は、このまま公共下水道事業を進めていけば、それによって10年後には倒れてしまう市町村が軒並み出てくるのではなかろうか、それを変えていかなければいけないという問題意識のもとに、合併処理浄化槽や農業集落排水事業を進めていこう、少なくとも何が何でも公共下水道というのはやめていこうということで仕事をしたことを記憶しております。その時、建設省が言っていたのは、自分達の造っているのは下水道法に基づく下水道で、環境基準、水質基準を十分守ってやっているんだ、それに対して合併処理浄化槽や農業集落排水事業は浄化槽法に基づくもので放流水がちゃんとした水質になっているかどうかかわらんとやっておりました。私達は浄化槽法でちゃんと検査が義務付けられているのだからそんなことはないと言って来たわけですが、まさしく皆さん方がそうゆうことをやっていたに依ることで合併処理浄化槽に対する信頼というものが高まって来ていると思っています。

浄化槽を円滑に普及促進していくためには維持管理が大変重要であります。今後共皆さんのご協力をお願いします。



岐阜県市長会会長

多治見市長 西 寺 雅 也

岐阜県においては、浄化槽の保守点検、清掃、法定検査をシステム的に連携する岐阜県方式を確立され、法定検査の実施率が全国一で、全国の模範であると共に、県内の環境保全に多大の貢献をさせていただいていることに感謝しております。

現在、飲料水をはじめとして生活水の殆どを河川などの公共用水域に依存している我が国におきましては、その水質保全が住民の生命と生活を守る上で極めて重要な課題となっております。このため県内では生活排水処理施設整備を鋭意進めておりますが、中山間部など地域の実情においては浄化槽による水質保全は必要不可欠なものであります。こうした中で平成18年2月1日に浄化槽法の一部

を改正する法律が施行され、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設として位置付けられました。

貴連合会が今後も地域住民に対し、浄化槽に関する正しい知識の普及に努力していただき、また関係者の皆さんが連携を蜜にし、質の向上を図られることにより、快適な生活環境づくりが推進出来ますようご協力をお願いします。



岐阜県町村会長
白川村長 谷 口 尚

岐阜県では昨年未行われた政策総点検において、全県域下水道化構想の今後の政策の方向性について、2020年度末を目途に、県と市町村が協働して公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽のそれぞれの特性を考慮し、ライフサイクルコストの削減と地域の実情に応じた効率的かつ効果的な整備を推進するとされておりますが、特に町村においては合併処理浄化槽は人口密度の低い地域にあっては経済的に有効な処理施設であり、下水道と同じ機能を有する合併処理浄化槽の設置を促進することは、水質汚濁防止をはじめ地球に優しい環境対策としても、また町村財政上からも極めて有効な手段であると思っております。

本年2月1日から浄化槽法の一部を改正する法律が施行され、これまで以上に浄化槽の維持管理の適正化が図られることになりました。これに伴い浄化槽の設置者は全て法定検査を受検しなければなくなり、日頃からの維持管理が大変重要で皆さんの役割も今まで以上に期待されております。これにより公共用水域の水質保全がより一層図られるものと考えております。貴連合会が浄化槽の普及と維持管理の強化につとめられ、健康で安全な生活環境の保持が図られて、公衆衛生の向上に貢献されることを願っております。

新理事に渡邊 昇氏を選任

平成18年6月14日開催の第20回通常総会において、先に辞任した前理事松井康雄氏の後任の理事として、渡邊 昇氏が選任されました。

渡邊氏は財団法人岐阜県環境管理技術センターの専務理事であり、当連合会の新理事として今後の活躍を大いに期待しています。

平成18年 表 彰

平成18年の業界功労者に対する表彰式が、平成18年6月14日開催された社団法人岐阜県浄化槽連合会 第20回通常総会の席上で行われ、岐阜県知事表彰の3名に原 正之副知事から、続いて会長表彰10名、永年勤続者表彰10名に玉川福和会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

永年に亘る業務並びに業界における功績に対して表彰されたもので、受賞者の皆さん、まことにおめでとうございます。

今後共、より一層のご活躍を期待しております。



(原副知事から授与)



(玉川会長から授与)

表 彰 者

岐 阜 県 知 事 表 彰

推薦団体名	氏 名	所属会社名
岐阜県管設備工業協同組合	安 藤 大 治	北研工業(株)
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	窪 田 浩 一	(株)フジクリーン岐阜サービス
岐阜県環境整備事業協同組合	菅 原 一 郎	ケイナックリー(株)

会 長 表 彰

推薦団体名	氏 名	所属会社名
岐阜地域浄化槽協議会	福 島 憲 治	トバナ産業(株)
西南濃浄化槽管理協議会	安 田 龍 彦	岐阜藤吉工業(株)
中濃地区浄化槽協議会	溝 口 裕 之	(有)関環境サービス
東濃西部浄化槽協議会	佐 伯 彰 治	日野吉工業(株)
下呂市浄化槽協議会	今 井 勇 平	今井設備工業(株)
飛騨地区浄化槽協議会	谷 正 秧	(有)谷水道工事店
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	米 澤 正 昭	中部公営事業(株)
岐阜県管設備工業協同組合	汲 田 由 美	(有)日の出屋住設
岐阜県環境整備事業協同組合	小 栗 司 朗	(株)多治見市衛生公社
同	坂 本 智 江 乃	クリーン大野(有)

永年勤続者表彰

推薦団体名	氏名	所属会社名
岐阜地域浄化槽協議会	藤田 二三子	中部日化サービス(株)
西南濃浄化槽管理協議会	西垣 好 久	大垣クリニック興業(株)
中濃地区浄化槽協議会	和田 芳 雄	中央清掃(株)関営業所
東濃西部浄化槽協議会	市岡 勉	(株)芙蓉施設センター
恵那浄化槽協議会	遠藤 利 夫	ケイナンクリーン(株)
下呂市浄化槽協議会	熊崎 剛	(有)益田清掃社
岐阜市浄化槽保守点検業協会	横井 誠	中部日化サービス(株)
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	西尾 育 男	(有)山正環境管理
(財)岐阜県環境管理技術センター	清水 五 輪	職員
同	鈴木 巖	同

全浄連会長顕彰

推薦団体名	氏名	所属会社名
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	松岡 高 之	(有)池田浄化槽管理センター

単独処理浄化槽の撤去費の助成対象化について

平成18年4月1日 環境省浄化槽推進室

- 水質汚濁対策が必要な地域において、合併処理浄化槽の設置に伴う使用開始後10年以内の単独処理浄化槽の撤去費を助成対象化

〈概要〉

- 既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、現在の交付要綱にある既存の単独処理浄化槽に膜処理装置等を付加することにより単独処理浄化槽を合併処理浄化槽の機能を持たせるための改築事業ができない場合で、かつ単独処理浄化槽を撤去しなければ合併処理浄化槽を設置できない場合において、次の要件を満たすものについては基準額の特例を適用する。

対象地域

- 湖沼水質保全特別措置法の指定地域（112市町村）
- 水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域（993市町村）
- 水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域（476市町村）

対象浄化槽

- 使用開始後10年以内の単独処理浄化槽

基準額の特例の内容

- 合併処理浄化槽とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽等の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額に最大9万円を加えた額を基準額とする）

浄化槽の助成制度

助成率 1/3、助成対象 市町村

（参考）単独処理浄化槽撤去費用（平均）

清掃費（洗浄、消毒等）	29,900円
撤去工事費（掘削等）	24,000円
処分費（産業廃棄物処分）	39,400円
合計	93,300円

単独処理浄化槽撤去分

9万円まで

地方負担 2/3 6万円	国助成 1/3 3万円
--------------------	-------------------

岐阜県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の一部改正点について

平成18年4月1日

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

1. 補助基準額の改正

浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の補助基準額の改正に伴い、県浄化設置整備事業の補助基準額も改正する。

単位（千円）

人槽区分	普通		豪雪	
	改正前	改正後	改正前	改正後
5人槽	354	342	375	363
6～7人槽	411	414	438	441
8～10人槽	519	537	555	576
11～20人槽	981	939	1,044	1,002
21～30人槽	1,668	1,566	1,752	1,644
31～50人槽	2,238	2,058	2,340	2,151

※高度処理型については、改正なし。

2. 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費の補助対象化

(1) 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事で次の要件を満たす場合に補助対象とする。

ア 浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合

イ 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽の機能を持たせるための膜処理装置などを設置できない場合

ウ 単独処理浄化槽（使用開始後10年以内のものに限る。）の撤去工事の場合

(2) 対象地域

ア 湖沼水質保全特別措置法の指定地域（岐阜県は該当なし。）

イ 水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域（飛騨市、白川村を除く40市町村）

ウ 水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域（郡上市外28市町村）

(3) 補助基本額

90千円を限度とする。

(4) 補助の枠組（5人槽の場合：設置費用分855千円＋撤去分90千円＝945千円）

設置費用分 855千円

補助基本額（4割）
342千円

個人負担（6割） 513千円	市町村負担	県負担	国負担
	114千円	114千円	114千円

+

単独処理浄化槽 撤去分 90千円		
市町村負担	県負担	国負担
30千円	30千円	30千円

3. 適用期日

平成18年度の補助金から適用する。

岐阜県環境基本計画

(平成18年度～平成22年度)

平成18年4月 岐阜県環境生活部

岐阜県環境基本計画の視点

1 基本理念

「飛山濃水」の豊かな自然と文化を育み、
県民協働により循環型社会の形成をめざします。

日本のほぼ中央に位置する岐阜県は、「飛山濃水」と称されるとおり、変化に富んだ地形と、清らかで美しい「水」と「緑」に恵まれた豊かな自然を有しています。その中で私たちは永い間自然と共存しながら生活の歴史を刻み、個性ある文化を育み、ふるさとを築いてきました。

しかし、物質的豊かさを追い求める私たちの生活や、エネルギーや資源を大量に消費する現在の社会経済の仕組みは、地球温暖化など地球環境をも大きく変化させようとしています。

私たちは、これまでのライフスタイル、社会の仕組みを改め、限られた資源を有効に利用しながら、環境への負荷を低減する循環型社会への転換を図り、持続可能な社会づくりを進めなければなりません。

私たちは、地域社会、地球社会の一員として自覚と責任を持って、協働しながら、環境にやさしい行動を実践し、豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継ぎます。

2 基本目標

基本理念をより具体的なものとしていくため、5つの基本目標を定めます。

I 自然生態系を保全する

私たちは、自然から豊かな恵みを受けています。自然は、そこで生きる多種多様な生物と環境という生態系のバランスの上に成り立っています。私たちは生態系の構成員として共生をめざし生態系を守ります。

II 生活環境を守る

安心、安全で快適な生活を確保することは私たちの共通の願いです。良好な大気、水、土壌環境を保全し、化学物質による汚染を防止するとともに歴史的、文化的な景観を大切に、豊かな生活環境を守ります。

III 循環型社会をつくる

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済の仕組みを見直し、資源やエネルギーの消費を少なく

し、環境への負荷を低減しなければなりません。家庭や事業所などのごみの出所からなるべく近いところでごみ排出量を少なくしたり、再利用を進めるなど、3R対策（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））を推進し、循環を基調とした社会をつくります。

Ⅳ 地球環境を保全する

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境変化が進んでいます。私たちのライフスタイル、事業活動を見直し、環境にやさしい行動を実践し、良好な地球環境を保全します。

Ⅴ 県民協働を進める

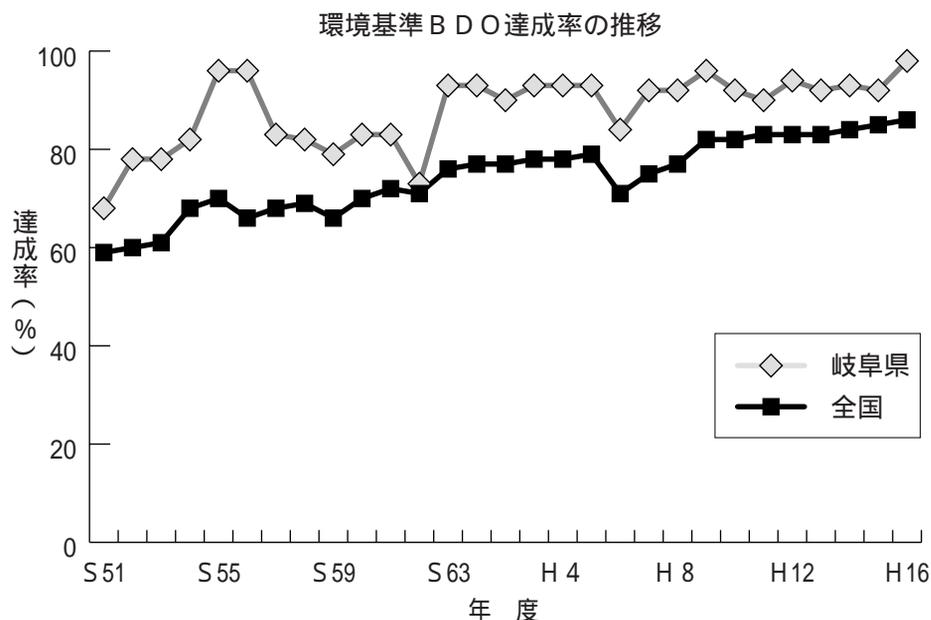
環境問題は、経済社会活動、生活全般に深く関わることから、県民、地域住民組織、NPO、事業者、公共団体といったすべての主体が、参加、連携して取り組むことが必要です。情報の共有、ネットワークの形成を図り、具体的な行動に向けて協働を進めます。

- ☆ 岐阜県環境基本計画で定めた、上記5つの基本理念の中で、私達の業務に関連する
- ・ Ⅱ 生活環境を守るの中の健全な水環境の確保に関する一部を抜粋して掲載します。

汚泥発生源の抑制

〔現状と課題〕

- 県内の河川水質は、平成16年度、70河川122地点で行った水質調査では、水質環境基準の類型を指定している69水域のうち67水域で環境基準を達成しており、その達成率は97%と概ね良好な水質を維持しています。また、全シアン、カドミウムなどの人の健康の保護に関する項目（環境基準健康項目）はすべての地点で環境基準に適合しています。



- 河川の水質汚濁の原因は、工場、事業場からの産業系排水、県民の日常生活による生活系排水、山林、農地などの面源からの汚濁負荷に分類されます。このうち産業系排水については、工場排水の規制や汚水処理技術の向上などにより、汚濁負荷量は年々減少しています。また、生活系排水についても、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽の普及により汚濁負荷量は減少してきていますが、産業系と生活系の汚濁負荷割合を比べると、生活系が高い状況です。さらに降水中に含まれる窒素や、降雨時における農地、森林、市街地からの栄養塩類や土壌の流出など、いわゆる面源からの汚濁負荷の影響についても考慮していく必要があります。
- 水質環境基準項目のみでは、河川などの水質の状況把握が十分ではないことから、多様な指標の検討を行っていく必要があります。
- 県内の汚水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業が、市町村単位で地域事情に適した整備手法により計画的に進められており、汚水処理人口普及率も毎年上昇しています。今後も引き続き、地域に適した汚水処理施設の整備計画による効率的かつ経済的な整備を進める必要があります。

汚水処理人口普及率（ ）内は実績

年 度	H 3 年度末	H12年度末	H17年度末	H22年度末	H32年度末
目 標	(29.2%)	(63.4%)	78.8%	91.7%	100%

- 浄化槽法の改正により、平成13年4月からし尿のみを処理する単独処理浄化槽の設置は禁止されていますが、未だ単独処理浄化槽が浄化槽（平成15年度末：約20万基）の8割（約16万基）近くを占めており、台所、風呂などの生活排水が処理されずに排水されています。
- 浄化槽を適正に機能させるためには、その維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を徹底する必要があります。（岐阜県の浄化槽法第11条検査率（H15年）80.4%（全国1位））

〔取組方針〕

〈県 民〉

- 調理くず、廃食用油などの回収、リサイクル、洗剤の使用などを適正に行うなど生活排水対策の実践を心がけます。
- し尿汲み取り又は単独処理浄化槽を設置している場合には、早期に合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を徹底します。
- 公共用水域の水質改善について高い意識を持ち、汚水処理施設整備の計画、実施に主体的に取り組みます。

〈地域住民組織、NPO〉

- 河川、排水路の清掃や廃食用油のリサイクルに地域全体で取り組みます。
- 汚水処理施設の計画、建設について、地域住民のまとめ役として積極的な役割を果たすとともに、公共用水域の水質改善の重要性について県民へのPRを行います。

〈事業者〉

- 事業者は地域における水質保全活動に積極的に参加します。
- し尿汲み取り又は単独処理浄化槽を設置している場合には、早期に合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を徹底します。
- 効率的かつ経済的な生活排水の処理システムのための技術開発を進めます。
- 地域住民と連携し、汚水処理施設整備の計画、実施について積極的に協力します。

〈行政〉

- 公共用水域の常時監視を行い、環境基準への適合状況を把握するとともに、水質情報などを県民に提供していきます。また、感覚による川の評価方法、水生生物のための水質評価指標による水質評価などの普及に努めます。
- 水域の水質や利用状況の変化に対応して、適宜、水質環境基準の種類の当てはめを見直し、より高い水質目標を設定していきます。また、水生生物保全環境基準の当てはめについて検討していきます。
- 工場、事業場に対する立入検査を実施し、法令に基づく排水規制を厳正に適用します。
- 伊勢湾水質総量削減計画の達成を目指して、指定地域から発生するCOD、窒素及びリンを削減するため、総量規制基準の設定など各種の施策を推進していきます。
- 水質汚濁が進んだ都市河川などと連携して、産業排水対策及び生活排水対策を進め、水質改善を図ります。
- 水質汚濁事故が発生した場合は、関係機関と連携して原因調査、汚濁物質の回収などの対応を行います。
- 市町村は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な施策を実施します。
- 生活排水対策の普及啓発などブルーリバー作戦の推進に努めます。
- 市町村は、浄化槽の普及を促進するため、設置補助を進め、県もこれを支援（設置補助）します。また、市町村は、面的整備を進めるため市町村設置による浄化槽整備を検討します。
- 浄化槽の普及促進及び維持管理についての啓発を行います。
- 地域の実情に応じた効率的かつ適正な汚水処理施設整備手法を選択し、効率的な汚水処理施設の整備を行っていきます。また、維持管理などについては市町村に適正に努めてもらうよう指導（啓発）します。

水をとるまく環境の保全

〔現状と課題〕

- 現在の水質環境基準は魚類などの水生生物の保護を直接の目的とはしておらず、また人の感覚的な水質評価とも一致していないことから、誰もがわかりやすい水生生物のための水質評価指数が求められています。

- 一部のダム湖や伊勢湾など広域的な閉鎖性水域では、富栄養化による水質障害の発生もみられ、窒素やリンを対象とした汚濁負荷削減対策が求められています。処理施設の高度処理化が必要となっています。
- 人間活動に起因する汚濁負荷をはじめとする様々な物質が最終的には河川や地下水を介して伊勢湾に流れ込みます。伊勢湾の水質保全や多様な生態系の確保などのためには、流域が一体となった環境保全対策が必要です。
- 地下水かん養量の減少や下水道などの整備が進んだことなどにより、流量が減少している河川もみられます。

〔取組方針〕

〈県 民〉

- 認定された「ぎふ・ふるさとの水辺」を水質保全のシンボルとして、より一層環境への配慮を図ります。身近な河川の水辺が「ぎふ・ふるさとの水辺」に認定されるよう保全活動に努めます。
- 雨水貯留施設、雨水浸透ますなどの設置により雨水の有効利用に努めます。

〈地域住民組織、NPO〉

- 認定された「ぎふ・ふるさとの水辺」を水質保全のシンボルとして、環境教育の場として活用します。
- カワゲラウオッチングを小中学生に指導するとともに、河川の水生生物の保全に努めます。

〈事業者〉

- 効率的かつ経済的な污水处理施設などの高度処理技術の開発を進めます。

〈行 政〉

- 水環境づくり日本一・ぎふ推進会議からの提案に基づいた施策の展開を図ります。
- 良好な環境を有する水辺を「ぎふ・ふるさとの水辺」として認定し、岐阜県の水質保全のシンボルとして推奨するとともに、水辺を中心とした交流産業の発展に寄与します。
- 小中学生を中心に、カワゲラウオッチングの普及促進に努め、水質保全意識の高揚を図り、水生生物調査指導者の育成を図るとともに、水生生物を指標として河川の水質状況を調査します。
- 水生生物のための水質評価指標による水質評価などの普及に努めます。
- 「清流ルネッサンスⅡ」の推進
 - 既に整備した浄化施設などの効果を見ながら、関係機関が連携し、長良川中流部支川の水質改善に努めていきます。
- 污水处理施設への高度処理システムの導入を積極的に図ります。
- 道路の透水性舗装や公共建築物における雨水貯留施設の設置などにより雨水の有効利用や地下水かん養を推進します。
- 河川を取り巻く環境の多様化をふまえ、希少水生生物の保護、繁殖と生息環境の保全研究などに取り組みます。